

子ども・子育て支援新制度の各種基準（案）に関する意見公募について

平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が実施される予定です。その中で、新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準については、国の定める基準を踏まえ、自治体ごとに基準を定めることとなっています。

新制度の実施に向け、市では基準の策定の準備を進めているところです。本市が条例で定める基準案について、皆さんの意見を募集します。

1 子ども・子育て支援新制度について

(1) 新制度の概要

子ども・子育て関連 3 法（①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③関係法律の整備法）に基づき実施される、幼児期の子どもへの質の高い教育・保育の提供、待機児童の解消、地域子育て支援の充実を柱とする総合的な子育て支援を目指す新たな制度です。

(2) 新制度の主なポイント

① 施設型給付と地域型保育給付の創設

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）と定員 19 人以下の小規模保育事業への給付（地域型保育給付）

② 認定こども園制度の改善

複雑な仕組みであった幼保連携型認定こども園について認可などの一本化などの改善

③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ事業などの地域子ども・子育て支援事業の充実

2 各種基準（案）について

新制度では、施設や事業の設備及び運営に関する基準について、国の定める基準を踏まえ、各市町村において、条例により定めることになっています。

(1) 「認可」と「確認」

施設型給付や地域型保育給付を受けるためには、児童福祉法等による「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」を受ける必要があります。

「認可」	人員配置や面積など、施設・事業に必要な基準を満たしているか
「確認」	利用定員や情報公開など基準を満たし、給付対象施設・事業者として適格か

○施設・事業別の区分表

事業別	施設・事業	「認可」の権限	「確認」の権限
教育・保育施設	認定こども園	千葉県	富津市
	幼稚園		
	保育所		
地域型保育事業	小規模保育	富津市	
	家庭的保育		
	事業所内保育		
	居宅訪問型保育		



市が「認可の基準」と「確認の基準」について、条例で定めなければならない。

放課後児童健全育成事業	富津市への届出	—
-------------	---------	---

(2) 策定する基準（案）

① 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（運営基準）

原則として満 3 歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業の認可する際の基準です。上記の区分表で示す 4 類型があります。

② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（確認基準）

認可を受けた施設・事業者の中で教育・保育給付の対象となる施設・事業者を市が確認するための基準です。

③ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を行う事業者が遵守すべき基準です。

3 市が定める基準について

この基準は、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」をもと（※）に地域の実情に応じて、定めることとされています。

※家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第61号）第1条第1項、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令第39号）第1条第1項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第63号）第1条第1項

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌（他のものを参考にして良いものを取り入れる）した結果として、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

この基準をもとに、富津市子ども・子育て会議等での審議を経て、本市の基準案を、別添のとおりとしました。

なお、各基準については、条例により規定することとしていますが、一部内容については、規則等により規定する場合があります。